

小城市指定ごみ袋販売取扱店実施要領

(目的)

第1条 この要領は、小城市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例（平成21年小城市条例第27号）の規定により市が指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）の販売取扱店に係る事項について定める。

第2条 用語の意義

この要領における、小城市とは、小城町、三日月町、牛津町、芦刈町の区域をいう。

第3条 取扱店の条件

- (1) スーパー、小売店等であること。
- (2) スーパー、小売店等の所在地が、小城市内であること。

第4条 取扱店遵守事項

- (1) 指定袋の安売り、サービス品としての使用は絶対に行わないこと。
- (2) 市の指定する『指定ごみ袋取扱店』等の表示を市民の見やすいところに表示すること。
- (3) 取扱店から出されるごみは、法令等に基づき適正に処理し、地域の環境美化に努めること。
- (4) その他、ごみ対策推進事業に積極的に協力すること。

第5条 注意事項等

別紙のとおり

第6条 取扱店登録申請手続

- (1) 取扱いを希望するものは、つぎに挙げる書類を小城市廃棄物中継センターへ提出する。
 - ①小城市指定ごみ袋取扱店登録申請書（様式1）
 - ②誓約書（様式2）
- (2) 市は、提出された書類を審査の上、条件等を満たしているときは、小城市指定ごみ袋取扱店許可証を交付する。

【問合わせ・申請先】

〒849-0302

小城市牛津町柿樋瀬 1174-1

小城市廃棄物中継センター

電話 0952-37-6145

別紙

注 意 事 項

1 販売奨励金は1枚あたり2円とする。

(但し、購入枚数が「家庭系燃えるごみ用」500枚／箱以上とする。)

2 小城市指定ごみ袋取扱店への販売は、配達を基本とし、配達回数は週2回以内とする。(曜日は市で別に定める。)

3 配達場所は取扱店に限る。

4 その他、疑義がある場合は小城市廃棄物中継センター (TEL37-6145) に問合せを行うこと。